

北海道総合開発計画の在り方等の検討に関する説明資料

目次

北海道総合開発計画に関する資料

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 計画制度について | … | 1 |
| 2 | 北海道総合開発計画の推移について | … | 2 |

新たな国土計画の検討に関する資料

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 国土に関する諸計画の体系 | … | 3 |
| 2 | 各計画制度の概要 | … | 4 |
| 3 | 国土審議会基本政策部会中間報告 「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」の 主なポイント | … | 5 |

北海道総合開発計画の在り方等の検討に関する資料

- | | | | |
|---|---|---|----|
| 1 | 第2次地方分権推進計画（平成11年3月閣議決定） - 抜粋 - | … | 6 |
| 2 | 北海道開発法と沖縄振興開発特別措置法等の比較 | … | 8 |
| 3 | 北海道総合開発計画の在り方等の検討に係る論点（案） | … | 10 |
| 4 | 「北海道が我が国の発展にどのような形で貢献して いくべきか」等についての各委員からの意見概要 | … | 12 |

北海道総合開発計画に関する資料

1 計画制度について

根拠法：北海道開発法（昭和25年法律第126号）

計画の目的・趣旨：国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を実施する（法第2条第1項）。

計画の内容：北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画（法第2条第2項）

策定手続き：・策定主体・・・国
（具体的には、国土交通省が立案し、国土審議会の審議を経て、閣議決定。）
・関係地方公共団体は、北海道総合開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる（法第3条第1項）。

2 北海道総合開発計画の推移について

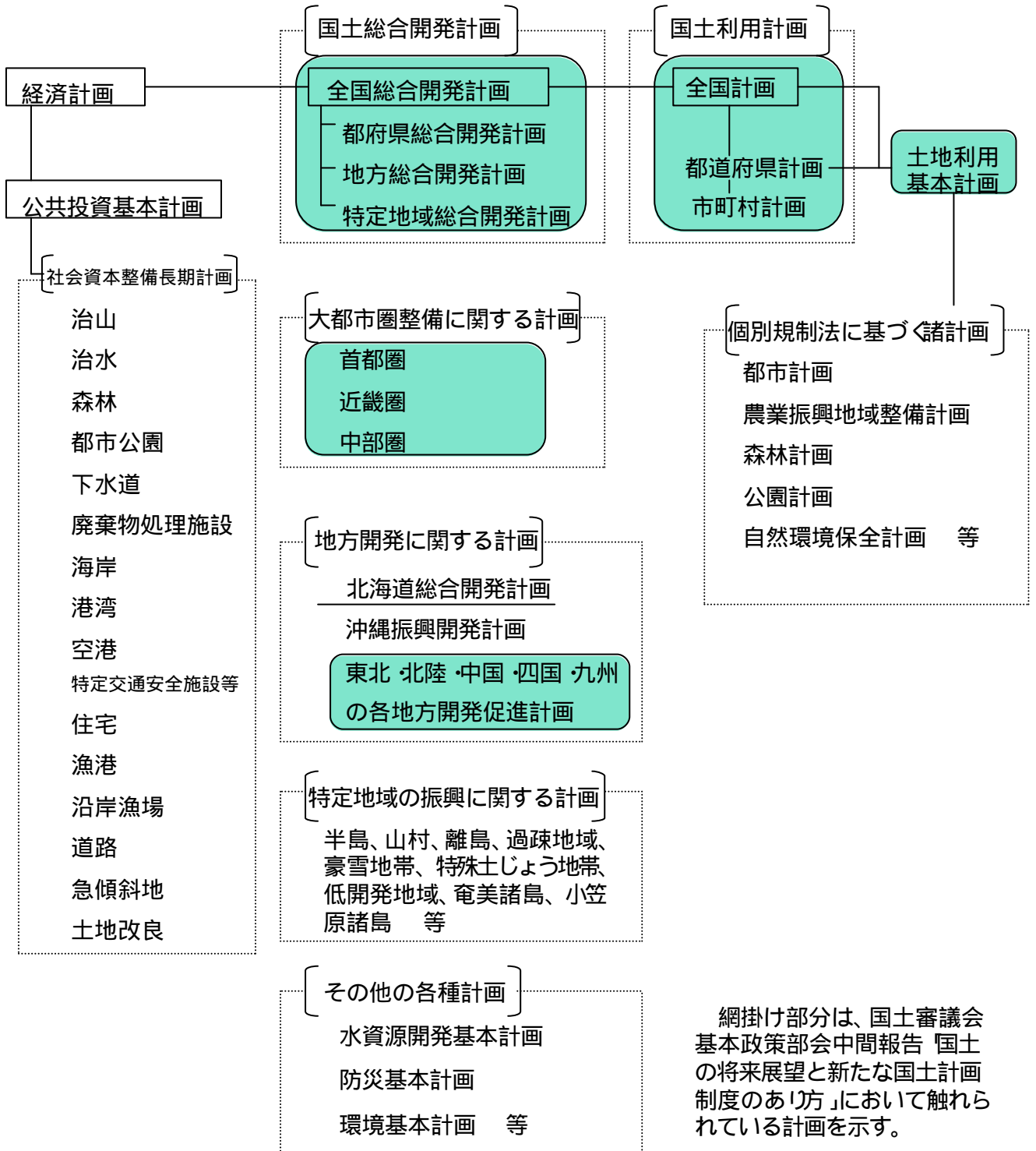
| 計 画 | 第 1 期総合開発計画 | | 第 2 期総合 開 発 計 画 | 第 3 期総合 開 発 計 画 | 第 4 期総合 開 発 計 画 | 第 5 期総合 開 発 計 画 | 第 6 期総合 開 発 計 画 | |
|--------------|---|---|--|---|--|--|---|------------|
| | 第1次5ヶ年計画 | 第2次5ヶ年計画 | | | | | | |
| 閣議決定 | | 昭32年 12月27日 | 昭37年 7月10日 | 昭45年 7月10日 | 昭53年 2月28日 | 昭63年 6月14日 | 平10年 4月21日 | |
| 期 間 (年 度) | 昭27～31年 | 昭33～37年 | 昭38～45年 | 昭46～55年 (52年打切) | 昭53～62年 | 昭63～平9年 | 平10～おおむね19年 | |
| 計画の目標等 | 資源開発 | 産業の振興 | 産業構造の高度化 | 高生産・高福祉社会の建設 | 安定性のある総合環境の形成 | 我が国の長期的発展への貢献・力強い北海道の形成 | 北海道の自立、恵まれた環境・資源の継承等 | |
| 主要施策 | 電源の開発 道路、港湾、河川等の整備 拡充 食料の増産 開発の基本調査 | 道路、港湾等産業基盤の増強 電源の開発 国土保全施設の整備 農業生産基盤の拡充強化 農林水産業の生産性向上 鉱工業の積極的開発 文化厚生労働施設の整備 | 農林水産業の近代化 鉱工業の積極的開発振興 総合的交通通信体系の確立 国土保全と利水の総合的推進 社会生活環境施設等の整備 拡充 産業技術の開発、技術教育、訓練の強化並びに労働力移動の円滑化 拠点開発の推進 | 近代的産業の開発振興 社会生活基盤の強化 新交通、通信、エネルギー輸送体系の確立 国土保全と水資源の開発 自然の保護保存と観光開発の推進 中核都市圏の整備と広域生活圏の形成 | 基幹的産業の発展基盤の整備 中枢管理拠点の形成 都市及び農山漁村環境の整備 基幹的交通通信体系の整備 水資源開発施設等の整備 国土保全等安全基盤の確保 北方的社会文化環境の形成 地域総合環境圏の展開 | 柔軟で活力のある産業群の形成 高度な交通、情報・通信ネットワークの形成 安全でゆとりのある地域社会の形成 | 地球規模に視点を置いた食料基地の実現と成長期待産業等の育成 北の国際交流圏の形成 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境の保全 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成 安全でゆとりある生活の実現 | |
| 経済社会フレーム | 人 口 | 6 0 0 万人 | 5 5 0 万人 | 5 8 6 万人 | 6 0 0 万人 | 6 2 0 万人 | 6 2 0 万人 | 5 8 0 万人 |
| | 経済成長率 | | 7 . 1 % | 8 . 8 % | 9 . 7 % | 7 % | 4 ¹ / ₄ % | おおむね全国と同程度 |
| | 資 金 | 4 , 3 3 5 億円 | 6 , 6 0 0 億円 | 3 . 3 兆円 行政投資 0.94 兆円、 政府企業、 民間企業等 投資 2.36 兆円 | 2 0 . 7 5 兆円 行政投資 8.55 兆円、 民間企業等 投資 12.2 兆円 | 4 7 . 1 兆円 行政投資 18.1 兆円、 民間企業等 投資 29 兆円 | 6 0 兆円程度 内広義の国土基盤投資 40 兆円程度 | |

(参考) 北海道が策定した長期総合計画

| 計 画 | | | | | 北 海 道 発 展 計 画 | 北 海 道 新 長 期 総 合 計 画 | 第 3 次 北 海 道 長 期 総 合 計 画 |
|--------------|--|--|--|--|------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 期 間 (年 度) | | | | | 昭53～62年 | 昭63～平9年 | 平10～19年 |

新たな国土計画の検討に関する資料

1 国土に関する諸計画の体系



2 各計画制度の概要

| 計 画 | 計画の趣旨 | 計画策定手続き |
|-------------------------------|---|--|
| 全国総合開発計画 | 国が全国の区域について作成する国土総合開発計画であり、国の施策の総合的かつ基本的な計画 | 国土交通大臣は、関係行政機関の長の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、 <u>全国総合開発計画を作成する。</u> |
| 国土利用計画 (全国計画) | 国が国土の利用に関する基本的な事項について作成するもの | 国土交通大臣は、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴き、 <u>全国計画の案を作成し、閣議決定を求める。</u> |
| 首都圏基本計画 | 首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本的事項を定めるもの | 国土交通大臣が関係行政機関の長、 <u>関係都県及び国土審議会の意見を聴いて決定する。</u> |
| 近畿圏基本整備計画 | 近畿圏における人口の規模及び配分等に関する総合的かつ基本的方針並びに根幹的施設の整備に関する事項等を定めるもの | 国土交通大臣が関係府県、 <u>関係指定都市及び国土審議会の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定する。</u> |
| 中部圏基本開発整備計画 | 中部圏における人口の規模及び配分等に関する総合的かつ基本的方針並びに根幹的施設の整備に関する事項等を定めるもの | 関係県は、その協議により、 <u>中部圏開発整備地方協議会の調査審議を経て計画の案を作成し、国土交通大臣に提出。</u> 国土交通大臣は、 <u>案に基づき国土審議会の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定する。</u> |
| 各地方開発促進計画 (東北、北陸、中国、四国、九州) | 各地方における資源の総合的開発の促進に関する計画 | 国土交通大臣は、 <u>国土審議会の審議を経て計画を作成する。</u> 関係地方公共団体は、 <u>意見を申し出ることができる。</u> |

3 国土審議会基本政策部会中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」の主なポイント

第1部 国土の将来展望と国土計画の新たな課題

1. 国土の将来展望と課題

-) 中枢・中核都市から遠隔地では大幅に人口減少し、地域社会そのものの存続が困難となる可能性。
-) 厳しい財政制約と、既存ストックの更新投資需要増のため、社会資本の新規投資余地が縮小の可能性。
-) 我が国の国際的な競争力・魅力が低下している中で、国境を越えた地域間競争が激化。

2. 21世紀の国土計画に求められる新たな対応

-) 観光資源や自然環境、先端技術等の地域資源を活かしながら、地域の選択と責任の下で「地域発展のポートフォリオ」を定めて施策を推進。
-) 二層の広域圏を念頭に域内で機能分担と相互補完。
 - イ) 人口30～50万人程度以上、時間距離1～1.5時間目安の生活圏域
 - ロ) 人口600～1,000万人程度以上の地域ブロック
-) 社会資本の整備・管理におけるハード施策・ソフト施策の適切な組合せ。
-) 情報公開に基づく合意形成と多様な主体の参加。

第2部 国土計画体系の改革

「開発」重点の計画から、利用・開発・保全による「総合的な国土管理の指針」としての役割を担う計画として、全国総合開発計画と国土利用計画を統合。

計画の指針性を向上させるとともに、国と地方の役割分担の明確化を図る。

1. 国土計画のマネジメントサイクル

-) 計画内容の重点化、アウトカム的な指標の導入。
-) 地元関係者等の計画策定過程への参画。
-) 国土を体系的にモニタリングし、計画目標の達成度や計画自体の妥当性を適宜評価。

2. 広域ブロック計画のあり方

-) 経済圏の整備等の都府県をまたがる一体的な対応、連携・協力による効率的・効果的な地域整備等のため、広域ブロック計画が必要。
-) 地元地域の各主体が参加・協議して原案を作成した上で、国が計画決定する仕組みへ。
-) 総合性や具体性を確保するため、計画意図や戦略を示す図面を作成。

3. 土地利用に関する計画制度

-) 国土利用計画(都道府県)と、土地利用基本計画との連携を強化。
-) 国土利用計画(市町村)では、個性ある地域づくりのため、使いやすく実効性のある枠組みを提供。

北海道総合開発計画の在り方等の検討に関する資料

1 第2次地方分権推進計画（平成11年3月閣議決定） - 抜粋 -

第4 国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し

以下の事項について、今後、国土計画体系の見直しを行う中で、国土審議会等において速やかに検討を行い、結論を得て、その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、様々な特例制度が設けられているところであるので、北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画の在り方については、別途検討することとする。

1 国土総合開発計画及び国土利用計画の見直し

(1) 次の事項については、現在国土審議会において今後概ね2年を目途に進められている21世紀の国土計画の在り方についての調査審議の中で検討し、その結果を踏まえ、結論を得ることとする。

ア 全国総合開発計画は、国土づくりの基本的な将来構想・理念及びそれを実現するための課題や施策を示すとともに、その計画内容については、地方公共団体の計画機能を阻害することのないよう、国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化すること。

また、全国総合開発計画は、地方公共団体が行う施策との関係では、地方公共団体が主体的に地域づくりを進める上での指針を示すものであるとの位置付けを法制上明確にすること。

イ 全国総合開発計画の策定過程において地方公共団体の意見を聴取する仕組みを法令上設けること。

ウ 国土の利用に関して、全国総合開発計画と国土利用計画の連関性をより実効あるものとするため、国土総合開発法及び国土利用計画法の在り方について、総合的かつ抜本的に見直すこと。

(2) 今後の課題として、都道府県及び市町村が各種土地利用の調整や規制の基本となる土地利用に関する総合計画を策定できるよう、土地利用に関する諸制度に関し、

個別法に基づく土地利用に係る要件が比較的緩い地域（いわゆる「計画白地地域」）における土地利用整序の確保等をはじめとした総合的な観点からの見直しについて検討することとする。

2 大都市圏整備計画及び地方開発促進計画の見直し

2の1 大都市圏整備計画の見直し

(1) 首都圏基本計画及び首都圏整備計画並びに近畿圏基本整備計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、三大都市圏それぞれの位置付けの明確化を図りつつ、関係都府県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、決定する仕組みとする。

(2) 首都圏事業計画、近畿圏事業計画及び中部圏事業計画の作成に係る事務の合理化を平成11年中に図る。特に、地方公共団体が行う施策に係る部分については、そのフォローアップ機能を果たすための必要最小限の事務に限定することとし、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

2の2 地方開発促進計画の見直し

地方開発促進計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、関係県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、作成する仕組みとする。

地方開発促進計画とは、東北開発促進計画、北陸地方開発促進計画、中国地方開発促進計画、四国地方開発促進計画及び九州地方開発促進計画をいう。

2 北海道開発法と沖縄振興開発特別措置法等の比較

| | 北海道開発法 | 沖縄振興開発特別措置法 | 各地方開発促進法(東北、北陸、中国、四国、九州) |
|---------|---|--|---|
| 法・計画の目的 | 北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定すること。 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立。 | 沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もって住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資すること。 | 各地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定める。 |
| 計画の内容 | 北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画 | 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 土地(公有水面を含む。)の利用に関する事項 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項 中小企業の振興に関する事項 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項 水資源及び電力その他のエネルギー資源の開発に関する事項 都市の整備に関する事項 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項 職業の安定に関する事項 教育及び文化の振興に関する事項 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項 観光の開発に関する事項 離島の振興に関する事項 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興開発に関し必要な事項 | 各地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画 |
| 計画策定手続 | 国は、北海道総合開発計画を樹立。 関係地方公共団体は、内閣に対して意見を申し出ることができる。 | 沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出。 内閣総理大臣は、振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定。 | 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て開発促進計画を作成。 関係地方公共団体は、意見を申し出ることができる。 |

| | | | |
|-------|--|--|---|
| 計画の実施 | <p>北海道開発法</p> <p>国は、北海道総合開発計画に基づく事業を当該事業に関する法律の規定に従い、実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の負担又は補助の割合の特例 ・直轄事業の範囲の特例 <p>〔北海道開発事業費については、国土交通省が一括計上を行っている。〕</p> | <p>沖縄振興開発特別措置法</p> <p>沖縄振興開発事業関連の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の負担又は補助の割合の特例 ・直轄事業の範囲の特例 ・国有財産の譲与等 ・地方債についての配慮 <p>〔沖縄振興開発事業費については、内閣府が一括計上を行っている。〕</p> | <p>各地方開発促進法（東北、北陸、中国、四国、九州）</p> <p>開発促進計画に基づく事業は、本法に定めるもののほか、当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出。 ・国土交通大臣は、提出された事業計画について必要な調整を行う。 ・国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて事業計画の円滑な実施を図るため必要な調整を行う。 |
|-------|--|--|---|

3 北海道総合開発計画の在り方等の検討に係る論点（案）

北海道総合開発計画の在り方等の検討に当たっては、北海道開発の新たな推進方策の検討の内容も踏まえ、計画の目的・内容・計画の策定手続き、北海道開発の推進手段等が国の課題の解決に寄与するために適切なものとなっているか検討することが必要。

| | 考えられる論点、検討事項 | 備考 |
|------------|---|--|
| 計画の目的・内容 | <p>北海道の開発の今日的意義を踏まえ、計画の目的は現行のままか。</p> <p>論点の例</p> <p>計画の内容について、資源の総合的な「開発」以外の視点を加える必要がないか。</p> <p>加える視点の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土の「利用」、「保全」 ・「住民の生活の安定」等地域振興的要素 <p>計画のマネジメントサイクルを確立する必要がないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトカムの指標の提示 ・計画評価 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の北海道開発法では、計画策定の目的は「国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため」とされている。 ・ 現行の北海道開発法では、「開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画」とされている。 |
| 計画の策定手続き | <p>計画の策定主体をどうするか。引き続き国とするか。</p> <p>策定主体を国とする場合、地方公共団体、経済団体等様々な関係者の意見をどう反映させるか。</p> <p>地域住民の意見をどう反映させるか。</p> <p>策定手続きにおいて、直轄事業等を実施する国の地方支分部局の関与をどのように考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の北海道開発法では、「国は…北海道総合開発計画を樹立するとされている。 ・ 現行の北海道開発法では、「関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができるとされている。 |
| 北海道開発の推進手段 | <p>目的、内容を変更した場合、追加すべき推進手段は何か。 (推進方策の検討の内容と連携)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道開発事業費の一括計上及び北海道開発事業のうち主な事業に係る国庫補助負担率のかさ上げ等が行われている。 |

| | 考えられる論点、検討事項 | 備考 |
|-----|---|--|
| その他 | <p>新たな国土計画と北海道総合開発計画との関係の整理</p> <p>圏域間競争を確保するための仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>など</p> | <p>基本政策部会中間報告において、現行の全国総合開発計画と国土利用計画を統合した「新たな国土計画」は、「利用、開発、保全」による総合的な国土管理の指針」としての役割を担うとされ、地方公共団体等に対して土地利用の在り方について指針を發していく必要があるとされている。</p> <p>なお、広域ブロック計画（都府県を越えた広域圏に関する計画）においても各地域ブロックの課題に即した土地利用の指針の提示を検討するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6期計画においては、北海道を道南、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6つの地域に区分し施策の展開を図っている。 |

4 「北海道が我が国の発展にどのようなかたちで貢献していくべきか」等についての各委員からの意見概要

北海道が我が国の発展にどのようなかたちで貢献していくべきか。

北海道における広大な土地等の資源や恵まれた自然を生かし、先駆的な取り組みを行うべきであるとの意見があった。

北海道が我が国の発展に貢献していく分野について、主な意見は以下のとおり。

- ・安全な食料の生産・備蓄基地
- ・リサイクル産業の基地
- ・個人のニーズに対応するためのきめ細かい生産・加工・流通システムの構築
- ・人材育成、高等教育の拠点
- ・寒冷地における土木建築等に関する技術の活用

- ・北東アジア、北太平洋圏の交流の玄関口

- ・恵まれた自然環境、資源の保全と持続的利用
- ・「癒し」「安らぎ」の土地
- ・リーズナブルで品質の高い余暇空間の提供、北海道の自然の特殊性を生かした観光の提供

- ・多自然居住など多様な価値観に対応したコミュニティ形成
- ・新たなライフスタイル実現の場

- ・安全で安定した国土の保全

また、経済の低成長や人口減少という状況においても生活の豊かさを実感できる社会を形成することが必要であるとの意見があった。

「自立する北海道」とは具体的にどのような姿を目指すのか。そのために何をすべきか。

「自立」についての基本的な考え方として、経済・財政の面からだけで考えることに疑問があり、域際収支の解消にこだわるべきではないとの意見やもともと北海道は「自立」しているとの意見もあった。

「自立」は、安全で安定した国土の保全を前提とし、機能が、生活・活動領域に応じて充実している状態を指すとの意見があった。

「自立」とは、地域の課題について主体的に決定できるかどうかということが重要な要素となる。そのため、社会資本整備に当たっては、立案段階での住民参加等により多様なニーズを盛り込むことが必要であるとの意見があった。

「自立する北海道」を目指すために行うべきことについて、主な意見は以下のとおり。

- ・道内各地方中核都市のリノベーション
- ・北海道の特性を活用した新技術、サービスの開発や北海道独自の産業、ビジネスモデルの構築

例：第1次産業の高付加価値化

環境保全型の産業への転換

自然エネルギー、燃料電池の組合せによるエネルギーシステムの構築

排気ガスゼロの交通システムの構築

物流基地の整備

各圏域、地域のオリジナリティを生かした観光振興

． 及び を推進する上で国が担うべき役割は何か。

国が担うべき役割について、主な意見は以下のとおり。

- ・日本全体における北海道の役割・価値を踏まえた政策体系のデザインを行うこと。
- ・北海道開発による利益が国民に還元されることをわかりやすく提示すること。
- ・国全体としての方向性の中で、地域が主体的、自主的に発想した施策の支援、そのために必要な調整、情報提供を行うこと。
- ・人材育成
- ・国際交流促進
- ・長期的視点に立った公共投資（基礎的社会基盤の整備、国土の保全）

国、地方公共団体、民間部門の役割分担が明確でなく、国の関与する領域、役割について明確にすることが必要であるとの意見があった。

また、北海道の開発について、地域的な視野からも構想の立案を行うべきであるとの意見があった。

以上